

ベネズエラ共和国  
外貨管理委員会 (CADIVI)

行政決定第 56 号  
カラカス 2004 年 8 月 18 日

193 年 (独立より)、144 年 (連邦建国より)

ベネズエラ中央銀行と財務省を当局とする行政府の間で取り交された為替協定第 1 号 (2003 年 2 月 5 日付ベネズエラ共和国官報 37625 号にて公示、2003 年 3 月 19 日付ベネズエラ共和国官報 37653 号にて一部改正) の第 2 条、第 29 条及び第 33 条に基づき、かつ、外貨管理委員会 (CADIVI) の創設を規定する政令第 2302 号 (2003 年 2 月 5 日付政令、2003 年 3 月 6 日付政令第 2330 号によって一部改正) の第 3 条、第 7 条及び第 10 条の主旨に沿う形で、当委員会は次の行政決定を発行する。

**外国投資及び特許・商標・ライセンス・フランチャイズ使用・利用、  
テクノロジー輸入・技術援助契約から発生する支払いに関する外貨管理制度を設定する行政決定**

**第 1 条** 本行政決定は、ベネズエラ共和国内に設立または登記されている投資受入者となる企業が、国内で外国投資活動を行うのに必要な外貨取得許可に適用される制度を設定するものである。

同様に、ロイヤルティ、特許・商標・ライセンス・フランチャイズ使用や利用、及びテクノロジー輸入・技術援助契約から発生する支払いのための外貨取得申請も、当行政決定の対象となる。ただし、テクノロジー輸入・技術援助契約の場合には、これら契約が外国投資受け入れ企業と関連したものであり、かつ当委員会が定めている他の行政決定による規制の対象とならない場合に限る。

**第 2 条** 本行政決定に従い外貨管理委員会 (CADIVI) が許可する外貨は、次の目的にのみ充てることができる。

- a) 外国投資の原資本金の本国償還。
- b) 外国投資の維持、拡大、発展、終了のために必要な金額。
- c) 外国投資の利益、利潤、所得、利子、配当金の送金。
- d) 公共・社会利益のため収容が行われた場合、当該の法に基づく外国投資家に対する賠償。
- e) 外国投資の全部あるいは一部売却または清算による収入。
- f) 紛争解決により発生する支払い。
- g) ロイヤルティ、商標・特許・ライセンス・フランチャイズの使用・利用、及びテクノロジー輸入・

技術援助契約により発生する支払い。ただし、テクノロジー輸入・技術援助契約の場合には、これら契約が外国投資受け入れ企業と関連したものであり、かつ当委員会が定めている他の行政決定による規制の対象とならない場合に限る。

h) あらゆる形態における減資。

**第3条** 当行政決定上、外国投資分野を管轄する国内機関は、対象となる企業活動に従い、下記の通りとする。外国投資監督局 (SIEX)、エネルギー鉱業省、銀行金融機関監督局 (SUDEBAN)、及び保険監督局 (SUDESEG)。

**第4条** 当行政決定第1条が定める活動を行う当事者は、該当する行政決定で定められた規定に従い、外貨管理制度ユーザー登録簿 (RUSAD) への登録を行わねばならない。その際には、電子媒体によって取得した登録用紙に下記の書類を添えて認可された為替取引機関に提出する。

- a) 資本構成や経営者の任命と権限範囲が明記され、かつ正式に登録されている会社定款とその現行改正規定の正本と写し。
- b) 法的代理人を証明する公的証明書の正本と写し。
- c) 法的代理人の身分証明書またはパスポートの正本と写し。
- d) 納税者登録 (RIF) の正本と写し。
- e) 経済活動を行っている主たる施設の所有、賃貸、使用または用益権の証明書の正本と写し。
- f) 外部会計士により監査され、公認会計士 (CPA) が承認した、監査意見書・監査報告書・宣誓書付き直近3会計年度分の財務諸表。
- g) 直近3会計年度分の所得税 (ISLR) および資産税の申告および納税証明書の正本と写し。
- h) 直近6会計年度分の付加価値税 (IVA) の申告および納税証明書の正本と写し。
- i) 該当市町村が発行した市町村税支払い証明の正本。
- j) ベネズエラ社会保険庁 (IVSS) および国家教育支援庁 (INCE) への払込証明の正本。
- k) 住居制度及び住居政策法に付随する支払い義務の支払い証明。

前述の支払いに関し、当該組織・団体と何らかの取決めを締結している場合は、その写しと支払期限の遵守を示す最新の支払いの証明を提出して、申請時に負債のないことを証明する。

外貨管理制度ユーザー登録簿 (RUSAD) に登録済みのユーザーに関しては、該当の外貨取得申請書に、上記の中、これまでに提出しなかった証明書、(既に提出済みのものに関しては) 有効期限の切れた証書類を添えて、認可された為替取引機関に提出すればよい。但しこれによって当行政決定で求められるその他の書類の提出を免れる訳ではない。

**第5条** 外国投資のための外貨を取得するためには、ユーザーは認可された為替取引機関に対し、外貨

取得許可申請書とともに下記の書類を提出しなければならない。

- a) 外国投資受入企業の株主総会議事録の証明付きの写し。その内容に取得した外貨の用途を明記するものし、かつ、その用途は当行政決定の第2条の規定と合致していることを要する。
- b) 同条のd)に予測されている場合については、収容政令の写し。
- c) 該当する場合には、管轄当局が下した確定判決の証明付きの写し。
- d) 該当する場合には、外国投資の全部又は一部売却を立証する株主簿の正本で、当該登記所の捺印のあるもの。
- e) 外部の公認会計士が監査し付記を設けた外国投資受入企業の財務諸表の正本および写しで、外貨取得要請を行う会計年度とその前年に相当するもの。連結決済ではなく、インフレ補正を行ったものとする。
- f) 該当する場合には、当該国内機関が発行した「企業格付け」証明書の正本および写し。
- g) 該当する場合には、当該国内機関が発行した「直接外国投資登録」書類に現行の改正を記載したものの正本および写し。
- h) 「国家証券登録」に登録されているユーザーの場合には、国家証券委員会が債券・証券の一般販売を許可した決定の正本および写しを提出する。

要請者が銀行、あるいはその他の金融機関である場合には、当条に記載されている書類に加えて、銀行金融機関監督局が発行した配当・金利・利潤・ロイヤルティ・キャピタルゲイン分配許可書の写しを提出するものとする。

**第6条** 資本の本国送金や外国投資の全部又は一部の清算の場合には、当該の受け取り企業は、外資清算の許可を受けた日から数えて稼働日30日以内に、本国送金や清算を証明する書類を、認可を受けた外貨取引機関を通じ外貨管理委員会に提出しなければならない。

清算が部分的である場合には、第一回目の取引は予定の期日に行い、その後の取引については送金後15日以内に通知する。

当条の言及する売買はいかなる場合も、外貨取得許可の有効期限内に実施しなければならない。

**第7条** ロイヤルティや特許・ライセンス・商標・フランチャイズ使用・利用およびテクノロジー輸入や施術援助契約から発生する支払いに充てる外貨を取得するためには、ユーザーは外貨獲得許可申請書とともに次の書類を認可された為替取引機関に提出しなければならない。但し、テクノロジー輸入・技術援助契約の場合には、これら契約が外国投資受け入れ企業と関連したものであり、かつ当委員会が定めている他の行政決定による規制の対象とならない場合に限る。

- a) 国内管轄機関が発行した「テクノロジー輸入及び特許・商標の使用・利用に関する契約登録証明」とその現行改正の正本と写し、及び該当する場合にはその添付文書。  
国内管轄機関への登録を必要としない取引の場合には、当該機関が発行した登録を免除する旨を明記した通知の正本及び写し。この場合には、契約書はサプライヤーの本国で認証を受け、スペイン語以外の言語で作成されている場合には、法定通訳士によってスペイン語に翻訳する。
- b) (支払い) 義務がはっきりと規定されている契約書の写し。スペイン語以外の言語で作成されている場合には、法定通訳士によってスペイン語に翻訳する。
- c) 当該契約に基づいて発行されたインボイスの正本と写し。
- d) 当条が言及している各支払いの計算のベースとなった計算書で、所得税の源泉徴収分が明記されているもの。
- e) ユーザーが二重課税予防条約の適用を希望する場合には、当該の手続きを明記する。
- f) 外部の公認会計士が監査し付記を設けた外国投資受入企業の財務諸表で、外貨取得要請を行う会計年度とその前年度に相当するもの。連結決済ではなく、インフレ補正を行ったものとする。

時を迫って繰り返し申請を行う場合には、ユーザーは当条 f) に言及する財務諸表、さらに所得税の申告や支払いについて最新の情報を提出しなければならない。

**第 8 条** 第二回目以降の外貨取得許可申請の際には、ユーザーは当委員会に対し、以前に許可された外貨の用途を十分に証明しなければならない。

**第 9 条** 当行政決定が証明書の正本と写しの提出を要求するのは、写しが正しく正本と合致することを照合するためである。認可された為替取引機関は、一旦書類の写しの正本照合を行った後には、正本をユーザーに返却し、写しに正本と一致する旨を記さなければならない。

**第 10 条** 当行政決定に設定されているものに加え、外貨管理委員会 (CADIVI) は適切と思われるその他いかなる情報又は証明書の提出を要求できる。これらは正本、証明付き又証明なしの写し、電子媒体の形で要求することができる。

**第 11 条** 外国投資、ロイヤルティ、商標・特許・ライセンス・フランチャイズ使用・利用、及びテクノロジー輸入・技術援助契約から発生する支払いに充てるための外貨取得許可 (AAD) は、ベネズエラ中央銀行が定める外貨準備枠と行政府の方針に準じて許可される。ただし、テクノロジー輸入・技術援助契約の場合には、これら契約が外国投資受入企業と関連したものであり、かつ当委員会が定めている他の行政決定による規制の対象とならない場合に限る。

**第 12 条** 提出された書類から判断して、申請額と審査結果の金額に差がある場合には、外貨管理委員会 (CADIVI) は申請額以下の金額の外貨取得許可を与えることができる。

**第 13 条** 認可された外貨取引機関は、書類が提出された期日から数えて銀行稼働日 5 日以内に、当該書類を外貨管理委員会 (CADIVI) に送付しなければならない。

**第 14 条** 認可された外貨取引機関が、当行政決定に設定されている義務に関して違反、遅延、責任の不履行を犯す場合には、外貨管理委員会 (CADIVI) と締結している協定の一方的破棄の原因となりうる。但しこれにより、その行為・怠慢に起因するその他の行政・民事・刑事上の制裁の対象となることを免れる訳ではない。

外国投資受入企業は、許可された外貨の用途に関する責任を負う。従って、外貨取得許可 (AAD) に記載されている項目と金額に相当する外貨の引渡しの裏づけとなる書類を保存する義務を負う。外貨管理委員会 (CADIVI) はこれらの書類を検査することができる。又、委員会は、(違反したユーザー企業の) 外貨管理制度ユーザー登録 (RUSAD) への登録や外貨の引渡しの中止を検討することができる。ただし、これにより法に設定されているその他の行政・民事・刑事上の制裁を免れる訳ではない。

**第 15 条** 外国投資、ロイヤルティ、特許・商標・ライセンス・フランチャイズ使用・利用、これまで規制の対象となっていなかったテクノロジー輸入・技術援助契約を管轄する国内機関は、当行政決定遵守のために、情報提供及び必要な専門的助言を行って外貨管理委員会 (CADIVI) に協力する。

**第 16 条** 2003 年 4 月 22 日付けベネズエラ共和国官報 37674 に記載された行政決定第 029 号を廃止する。

**第 17 条** 当行政決定はベネズエラ共和国官報での公示をもって発効する。

エドガー・エルナンデス・ベレンス  
外貨管理委員会 (CADIVI) 委員長

アルフレド・パルド・アコスタ                      マリー・エスピノサ・デ・ロブレス

マイグアリダ・アングロ・カルサディジャ

#### ご注意事項

本資料は、情報提供を目的に作成したものです。できる限り正確に内容を記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様の判断で行ってください。また、本資料の使用により不利益を被る事態が生じてもジェットロは責任を負うことができませんのでご了承ください。